

○無線局免許手続規則第十条の二第一項の規定に基づく陸上移動業務の無線局において使用する電波の周波数を表示する記号を定める件（平成二年郵政省告示第七百十九号）の一部を改正する告示案 新旧対照表（傍線部分が改正部分）

改 正 案

現 行

1 MCA陸上移動通信用
 記号及び記号に対応する周波数は、次の表1及び表2に掲げるとおりとし、表示の方法は、表1に掲げるものにあつては同表の記号の欄に掲げる分類記号及びプロック番号に、表2に掲げるものにあつては同表の記号の欄に掲げる記号によるものとする。この場合において、表1に掲げるプロック番号が1けたであるときは、十の位に0を付して表示する。
 （表示例）U01 U12 ABH

表 1

記号	プロック番号	周波数
<u>P</u>	<u>1~10</u>	$f = / 930.025 + (2N - 2) \times 0.025 + i \times 0.5 \text{ MHz} (0 \leq i \leq 7) / 930.025 + (2N - 1) \times 0.025 + i \times 0.5 \text{ MHz} (0 \leq i \leq 7) / \text{の式により与えられる16波}$
<u>P</u>	<u>11~25</u>	$f = / 934.025 + (2N - 22) \times 0.025 + i \times 0.75 \text{ MHz} (0 \leq i \leq 7) / 934.025 + (2N - 21) \times 0.025 + i \times 0.75 \text{ MHz} (0 \leq i \leq 7) / \text{の式により与えられる16波}$ （ただし、プロック番号25においては、939 MHzを除く15波）
<u>P</u>	<u>26~35</u>	$f = / 934.0125 + (2N - 52) \times 0.025 + i \times 0.5 \text{ MHz} (0 \leq i \leq 7) / 934.0125 + (2N - 51) \times 0.025 + i \times 0.5 \text{ MHz} (0 \leq i \leq 7) / \text{の式により与えられる16波}$

表 1

記号	プロック番号	周波数
<u>U</u>	<u>1~10</u>	$f = / 905.025 + (2N - 2) \times 0.025 + i \times 0.5 \text{ MHz} (0 \leq i \leq 7) / 905.025 + (2N - 1) \times 0.025 + i \times 0.5 \text{ MHz} (0 \leq i \leq 7) / \text{の式により与えられる16波}$
<u>U</u>	<u>11~25</u>	$f = / 909.025 + (2N - 22) \times 0.025 + i \times 0.75 \text{ MHz} (0 \leq i \leq 7) / 909.025 + (2N - 21) \times 0.025 + i \times 0.75 \text{ MHz} (0 \leq i \leq 7) / \text{の式により与えられる16波}$ （ただし、プロック番号25においては、915 MHzを除く15波）
<u>U</u>	<u>26~35</u>	$f = / 905.0125 + (2N - 52) \times 0.025 + i \times 0.5 \text{ MHz} (0 \leq i \leq 7) / 905.0125 + (2N - 51) \times 0.025 + i \times 0.5 \text{ MHz} (0 \leq i \leq 7) / \text{の式により与えられる16波}$

<u>P</u>	<u>36～50</u>	$f = / 934.0125 + (2N - 72) \times 0.025 + i \times 0.75 \text{ MHz } (0 \leq i \leq 7) / 934.0125 + (2N - 71) \times 0.025 + i \times 0.75 \text{ MHz } (0 \leq i \leq 7) / \text{ の式により与えられる16波}$
<u>Q</u>	<u>1～50</u>	同一ブロック番号に対応する記号P1～P50の周波数にそれぞれ6.25kHzを加えて与えられる16波 (ただし、ブロック番号25においては940.00625MHz、ブロック番号50においては939.99375MHzをそれぞれ除く15波)
<u>B</u>	<u>1～50</u>	同一ブロック番号に対応する記号P1～P50の周波数からそれぞれ80MHzを減じて与えられる16波 (ただし、ブロック番号25においては、860MHzを除く15波)
<u>C</u>	<u>1～50</u>	同一ブロック番号に対応する記号Q1～Q50の周波数からそれぞれ80MHzを減じて与えられる16波 (ただし、ブロック番号25においては860.00625MHz、ブロック番号50においては859.99375MHzをそれぞれ除く15波)

注1～3 (略)

表2

記号	周波数
<u>ABV</u>	<u>記号P1～P50及びQ1～Q50の周波数 1597波</u>

2 デジタルMCA陸上移动通信用

<u>U</u>	<u>36～50</u>	$f = / 909.0125 + (2N - 72) \times 0.025 + i \times 0.75 \text{ MHz } (0 \leq i \leq 7) / 909.0125 + (2N - 71) \times 0.025 + i \times 0.75 \text{ MHz } (0 \leq i \leq 7) / \text{ の式により与えられる16波}$
<u>V</u>	<u>1～50</u>	同一ブロック番号に対応する記号U1～U50の周波数にそれぞれ6.25kHzを加えて与えられる16波 (ただし、ブロック番号25においては915.00625MHz、ブロック番号50においては914.99375MHzをそれぞれ除く15波)
<u>D</u>	<u>1～50</u>	同一ブロック番号に対応する記号U1～U50の周波数からそれぞれ55MHzを減じて与えられる16波 (ただし、ブロック番号25においては、860MHzを除く15波)
<u>E</u>	<u>1～50</u>	同一ブロック番号に対応する記号V1～V50の周波数からそれぞれ55MHzを減じて与えられる16波 (ただし、ブロック番号25においては860.00625MHz、ブロック番号50においては859.99375MHzをそれぞれ除く15波)

注1～3 (同上)

表2

記号	周波数
<u>ABH</u>	<u>記号U1～U50及びV1～V50の周波数 1597波</u>

2 (同上)

(1) 800MHz帯を使用するもの

記号及び記号に対応する周波数は、次の表1及び表2に掲げるとおりとし、表示の方法は、表1に掲げるものにあつては、同表の記号の欄に掲げる分類記号及びブロッツク番号に、表2に掲げるものにあつては、同表の記号の欄に掲げる記号によるものとする。この場合において、表1に掲げるブロッツク番号が1けたであるときは、十の位に0を付して表示する。

(表示例) W05 W31 DBH

表1

記号	ブロッツク番号	周波数
X	1~20	$f = 930\text{MHz} + N \times 0.025 + i \times 0.5\text{MHz}$ ($0 \leq i \leq 7$) の式により与えられる8波
X	21~50	$f = 934\text{MHz} + (N - 20) \times 0.025 + i \times 0.75\text{MHz}$ ($0 \leq i \leq 7$) の式により与えられる8波 (ただし、ブロッツク番号50においては、940MHzを除く7波)
I	1~50	同一ブロッツク番号に対応する記号W1~W50の周波数からそれぞれ80MHzを減じて与えられる8波 (ただし、ブロッツク番号50においては、860MHzを除く7波)

注1 Nはブロッツク番号とする。

2 fは周波数とする。

3 iは整数とする。

表2

記号	周波数
DBV	記号X1~X50の周波数 399波

記号及び記号に対応する周波数は、次の表1及び表2に掲げるとおりとし、表示の方法は、表1に掲げるものにあつては、同表の記号の欄に掲げる分類記号及びブロッツク番号に、表2に掲げるものにあつては、同表の記号の欄に掲げる記号によるものとする。この場合において、表1に掲げるブロッツク番号が1けたであるときは、十の位に0を付して表示する。

(表示例) W05 W31 DBH

表1

記号	ブロッツク番号	周波数
W	1~20	$f = 905\text{MHz} + N \times 0.025 + i \times 0.5\text{MHz}$ ($0 \leq i \leq 7$) の式により与えられる8波
W	21~50	$f = 909\text{MHz} + (N - 20) \times 0.025 + i \times 0.75\text{MHz}$ ($0 \leq i \leq 7$) の式により与えられる8波 (ただし、ブロッツク番号50においては、915MHzを除く7波)
I	1~50	同一ブロッツク番号に対応する記号W1~W50の周波数からそれぞれ55MHzを減じて与えられる8波 (ただし、ブロッツク番号50においては、860MHzを除く7波)

注1 Nはブロッツク番号とする。

2 fは周波数とする。

3 iは整数とする。

表2

記号	周波数
DBH	記号W1~W50の周波数 399波

(2) 1500MHz帯を使用するもの

記号及び記号に対応する周波数は、次の表3及び表4に掲げるとおりとし、表示の方法は、表3に掲げるものについては同表の記号の欄に掲げる分類記号及びブロッツク番号に、表4に掲げるものについては、同表の記号の欄に掲げる記号によるものとする。この場合において、表3に掲げるブロッツク番号が1けたであるときは、十の位及び百の位に0を付して表示し、ブロッツク番号が2けたであるときには、百の位に0を付して表示する。(表示例) Z005 Z031 Z114 DAL

表3

記号	ブロッツク番号	周波数
Z	1～120	$f = 151.3 \text{MHz} - (N + 1) \div 2 \times 0.025 - i \times 1.5$ ($0 \leq i \leq 3$) $f = 150.7 \text{MHz} - M \div 2 \times 0.025 - i \times 1.5$ ($0 \leq i \leq 3$) の式により与えられる4波 (ただし、ブロッツク番号120においては、150.1MHzを除く3波)
H	1～120	同一ブロッツク番号に対応する記号Z1～Z120の周波数からそれぞれ48MHzを減じて与えられる4波 (ただし、ブロッツク番号120においては、145.3MHzを除く3波)

- 注1 Nは奇数のブロッツク番号とする。
 注2 Mは偶数のブロッツク番号とする。
 注3 fは周波数とする。
 注4 iは整数とする。

表4

記号	周波数
DAL	記号Z1～Z120の周波数から48MHzを減じて与えられる479波

3 地域防災無線用

記号及び記号に対応する周波数は、次の表1及び表2に掲げるとおりとし、

表示の方法は、表1に掲げるものにあつては同表の記号の欄に掲げる記号に、表2に掲げるものにあつては同表の記号の欄に掲げる分類記号及びブロック番号によるものとする。この場合において表2に掲げるブロック番号が一けたであるときは、十の位に0を付して表示する。

(表示例) LDL LDH A06

表1

記号	周波数
<u>LDL</u>	846.250MHz から 846.975MHz までの 25kHz 間隔の 30 波
<u>LDH</u>	849.025MHz から 849.750MHz までの 25kHz 間隔の 30 波

表2

記号	ブロック番号 (K)	周波数
<u>A</u>	<u>0~6</u>	$f = 848 - (33 + K) \times 0.025 + 54.175 + (i - 1) \times 0.2\text{MHz}$ ($1 \leq i \leq 4$) の式により与えられる 4 波
<u>A</u>	7	901.375MHz 901.575MHz 901.775MHz 901.975MHz
<u>A</u>	8 から 14	$f = 848 + (25 + K) \times 0.025 + 53.225 + (i - 1) \times 0.2\text{MHz}$ ($1 \leq i \leq 4$) の式により与えられる 4 波
<u>A</u>	15	902.025MHz 902.225MHz 902.425MHz 902.625MHz
<u>0</u>	0~15	同一ブロック番号に対応する記号 A00~A15 の周波数からそれぞれ 54MHz を減じて与えられる 4 波

注1 Kはブロック番号とする。

2 fは周波数とする。

3 iは整数とする。

附 則

この告示による改正前の規定は、無線設備規則の一部を改正する省令(平成二十三年総務省令 号)附則第三条第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定によりなお従前の例によることとされる無線局については、平成三十年三月三十一日(一)、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局については、平成二十六年三月三十一日)までは、なお効力を有する。

